

「子供の貧困対策に関する大綱」に対応した市の取組みについて

大綱における重点施策	市の取組み	関係課
1 教育の支援		
(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開 ア 学校教育による学力保障 イ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携	⇒教育委員会と要保護児童対策地域協議会との連携	
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	⇒保育所・認定こども園の利用者負担額の軽減	保育課
(3) 就学支援の充実 義務教育段階の就学支援の充実	⇒小学校就学援助、中学校就学援助	学事課
(4) 生活困窮世帯への学習支援	⇒学習支援、家庭支援員の配置	社会福祉課
2 生活の支援		
(1) 保護者の生活支援	⇒生活困窮者自立支援、家計相談支援 ⇒保育所、放課後児童クラブによる保育の確保 ⇒乳児家庭の全戸訪問、子育てヘルパーの派遣 ⇒母子生活支援施設への入所支援、子育ての短期支援	社会福祉課 保育課 こども家庭課 こども家庭課
(2) 子供の生活支援	⇒児童養護施設等への入所支援 ⇒保育所、放課後児童クラブによる保育の確保（再掲）	こども家庭課 保育課
3 保護者に対する就労の支援		
(1) 親の就労支援	⇒生活困窮者への就労支援、就労準備支援 ⇒母子家庭・父子家庭自立支援プログラム支援	社会福祉課 こども家庭課
(2) 親の学び直しの支援	⇒母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金	こども家庭課
4 経済的支援		
(1) 経済的負担の軽減	⇒児童扶養手当の支給 ⇒ひとり親家庭等医療費の支給	こども家庭課 こども家庭課